

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行については、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「政令」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 適合性判定 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (2) 性能確保計画の届出等 法第19条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は法第20条第2項の規定による同計画の通知をいう。
- (3) 性能向上計画認定 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をいう。
- (4) 基準適合認定 法第36条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定をいう。

(軽微な変更に関する証明書の交付の申請等)

第3条 省令第11条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面(以下「軽微変更該当証明書」という。)の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書(第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ省令第2条第1項に規定する図書及び書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、省令第3条(省令第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していると認めるときは、軽微変更該当証明書(第2号様式)を交付し、軽微な変更該当しないと認

めるときは、軽微な変更該当しない旨の通知書（第3号様式）、軽微な変更
に該当するかどうかを決定できないときは、軽微な変更該当するかどうか
を決定できない旨の通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定による証明書の交付を申請した者は、当該申請を取り下げよ
うとするときは、軽微変更該当証明申請取下届（第5号様式）により市長に
届け出なければならない。

4 前項の取下届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（適合性判定の取下げ等）

第4条 建築主等は、適合性判定に係る計画を取り下げ、又は当該計画に係る
行為を取りやめようとするときは、建築物エネルギー消費性能適合性判定の
取下げ等届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項の取下げ等届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（適合性判定に係る建築主等の変更）

第5条 建築主等は、適合判定通知書の交付を受けた建築物エネルギー消費性
能確保計画に係る工事の完了前に建築主等を変更しようとするときは、建築
物エネルギー消費性能適合性判定の名義変更届（第7号様式）に適合判定通
知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（性能確保計画の届出等に係る市長が必要と認める図書）

第6条 省令第12条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げる
ものとする。

(1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める図書

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住
宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下
「住宅性能評価」という。）を行った場合 住宅品質確保法第6条第1
項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）
の写し（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成
13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級4及び一次エ
ネルギー消費量等級4又は5に適合しているものに限る。）

イ 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通
省告示第489号）に規定する第三者認証として一般社団法人住宅性能評
価・表示協会による評価（以下「建築物省エネルギー性能表示制度」と

いう。)を行った場合 建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書の写し(建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第2号ロに規定する基準をいう。)に適合しているものに限り、住宅にあっては、かつ外皮基準(基準省令第1条第1項第2号イに規定する基準をいう。以下同じ。)に適合(共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合)しているものに限る。)

(2) 省令第1条第1項の表の(イ)項に掲げる図書のうち、次に定める図書で、それぞれ同項に掲げる明示すべき事項を記載したもの

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 仕様書(仕上げ表を含む。)

エ 床面積求積図

オ 立面図

カ 各種計算書

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(性能確保計画の届出等に係る市長が不要と認める図書)

第7条 省令第12条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、前条第1号ア又はイに規定する評価書の写しを提出した場合にあっては、同条第2号カに定める図書とする。

(性能確保計画の届出等の取下げ等)

第8条 建築主等は、性能確保計画の届出等を取り下げ、又は当該届出等に係る行為を取りやめようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ等届(第8号様式)により市長に届け出なければならない。

2 前項の取下げ等届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(性能向上計画認定に係る市長が必要と認める図書)

第9条 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)による審査を

受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する技術的審査適合証の写し

- (2) 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）による審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する技術的審査適合証の写し
- (3) 登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（新築住宅にあつては日本住宅性能表示基準別表1に掲げる断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているもの、既存建築物の全部又は一部となる住宅部分（平成28年3月31日までに新築工事の着手が行われた場合に限る。）にあつては当該表示基準別表2—1に掲げる一次エネルギー消費量等級4又は5に適合しているものに限る。）の写し
- (4) 法第30条第2項の規定により建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出た場合であつて、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するときは、同条第7項に規定する適合判定通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める図書
（性能向上計画認定に係る市長が不要と認める図書）

第10条 省令第23条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、前条第1号若しくは第2号に規定する技術的審査適合証の写し又は同条第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しを提出した場合にあつては、省令第23条第1項の表の（い）項に掲げる各種計算書とする。

（性能向上計画認定に係る申請書の提出部数等）

第11条 省令第23条第1項に規定する申請書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

2 法第30条第2項後段の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

（軽微な変更）

第12条 認定建築主は、省令第26条各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第9号様式）に省令第25条第2項に規定する通知書（法第31条第2項において準用する法第30条第1項の規定による変更の認

定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第 28 条において準用する省令第 25 条第 2 項に規定する通知書) 及び省令第 23 条第 1 項に規定する添付図書(第 9 条に規定する図書を除く。)のうち軽微な変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更届の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

(性能向上計画認定の申請の取下げ)

第 13 条 法第 29 条第 1 項の規定による認定を申請した者又は法第 31 条第 1 項の規定による変更の認定を申請した者(次条において「申請者」という。)は、これらの申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請取下届(第 10 号様式)により市長に届け出なければならない。

2 前項の取下届の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

(性能向上計画認定をしない旨の通知)

第 14 条 市長は、法第 30 条第 1 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(第 11 号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(工事完了報告)

第 15 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事(以下この条において「工事」という。)が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書(第 12 号様式)に次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 工事監理報告書(建築士法施行規則(昭和 25 年建設省令第 38 号)第 17 条の 15 に規定する工事監理報告書をいう。)の写し

(2) 建設住宅性能評価書(住宅品質確保法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書をいう。以下同じ。)の写し

(3) その他工事の完了を確認することができる図書で市長が適当と認めるもの

2 前項の報告書の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

(性能向上計画認定に係る改善命令)

第 16 条 市長は、法第 33 条の規定により認定建築主に改善に必要な措置をと

るべきことを命じるときは、改善命令書（第 13 号様式）により行うものとする。

（建築の取りやめ）

第 17 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（第 14 号様式）に省令第 25 条第 2 項に規定する通知書（法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 1 項の規定による変更の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第 28 条において準用する省令第 25 条第 2 項に規定する通知書）を添えて、市長に申し出なければならない。

2 前項の申出書の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

（性能向上計画認定の取消し）

第 18 条 市長は、法第 34 条の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消したときは、認定取消通知書（第 15 号様式）により取り消した旨及びその理由を通知するものとする。

（基準適合認定に係る市長が必要と認める図書）

第 19 条 省令第 30 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する技術的審査適合証の写し
- (2) 登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する技術的審査適合証の写し
- (3) 法第 30 条第 1 項の認定を受けた場合にあつては、当該認定に係る省令第 25 条第 2 項の通知書の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項の認定を受けた場合にあつては、当該認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 2 項の通知書の写し及び検査済証の写し

(5) 登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（新築住宅にあっては日本住宅性能表示基準別表第1に掲げる断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合しているもの、既存建築物の全部又は一部となる住宅部分（平成28年3月31日までに新築工事の着手が行われた場合に限る。）にあっては当該表示基準別表2-1に掲げる一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合しているものに限る。）の写し

(6) その他市長が必要と認める図書

（基準適合認定に係る市長が不要と認める図書）

第20条 省令第30条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げるもののいずれかを提出した場合にあっては、省令第23条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書とする。

(1) 前条第1号又は第2号規定する技術的審査適合証の写し

(2) 前条第3号に規定する通知書及び検査済証の写し

(3) 前条第4号に規定する通知書及び検査済証の写し

(4) 前条第5号に規定する建設住宅性能評価書の写し

（基準適合認定に係る申請書の提出部数等）

第21条 省令第30条第1項に規定する申請書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

（基準適合認定の申請の取下げ）

第22条 法第36条第1項の規定による認定を申請した者（次条において「申請者」という。）は、当該申請を取り下げようとするときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下届（第16号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項の取下届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（基準適合認定をしない旨の通知）

第23条 市長は、法第36条第2項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書（第17号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（基準適合認定の取消し）

第24条 市長は、法第37条の規定により基準適合認定建築物に係る認定を取

り消したときは、認定取消通知書(第 18 号様式)により取り消した旨及びその理由を通知するものとする。

(認定建築主の変更)

第 25 条 認定建築主は、認定建築主を変更しようとするときは、認定建築主の名義変更届(第 19 号様式)に省令第 25 条第 2 項に規定する通知書(法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 1 項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、当該通知書及び省令第 28 条において読み替えて準用する省令第 25 条第 2 項に規定する通知書)の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。